

定期預金通帳

1. システム移行時の取扱い

2024年1月4日(木)以降は、現行の定期預金通帳は継続使用いただけません。窓口で新通帳へ繰越のお手続きをお願いいたします。なお、2023年12月29日(金)時点で通帳残高がゼロの通帳を紛失された場合、通帳再発行はいたしません。紛失届と口座開設のお手続きをお願いいたします。

2. 新システム移行後のご注意事項

- (1) 解約等により通帳の残高がゼロになり一定期間(約1年)経過した場合は、口座を自動的に解約させていただきます。新規お預入れの際には、新たに口座開設のお手続きが必要となりますので予めご了承ください。
- (2) 同一口座に預入可能な件数は80件が上限となります。80件超える場合は、新たに口座開設のうえお預け入れください。
- (3) 定期預金2年ものもの中間利息子定期も通帳に記帳いたします(現行システムでは記帳しておりません)。なお、中間利息子定期も預入上限件数(80件)に含みます。